

港区特別区税条例等の一部を改正する条例の概要

改正条例第1条関係(港区特別区税条例の一部改正)

改正項目	改正内容	区税条例	施行期日
1 区民税の非課税の範囲	単身児童扶養者の所得割非課税措置の対象への追加	第11条	令和3年1月1日
2 寄附金税額控除	(1) 特例控除の対象を特例控除対象寄附金に限定 (2) 所要の規定の整備	第20条の2	公布の日
3 区民税の申告	(1) 特定非営利活動法人への寄附を行った場合の、申告期限に関する規定の整備 (2) 申告書記載事項の簡素化(年末調整対象者が申告書を提出する場合の寄附金税額控除の事項)	第22条	令和2年1月1日
4 区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加	第23条の2	令和2年1月1日
5 区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加	第23条の3	令和2年1月1日
6 区民税に係る不申告に関する過料	所要の規定の整備	第24条	令和2年1月1日
7 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	改元による改正 平成三十年度から平成三十四年度までの ↓ 平成三十年度から令和四年度までの	付則第3条	公布の日
8 住宅借入金等特別税額控除	(1) 適用期間の延長 平成四十三年度まで → 令和十五年度まで (2) 申告要件の廃止 改元による改正 平成三十三年まで → 令和三年まで	付則第3条の5の2	公布の日
9 寄附金税額控除における特例控除額の特例	所要の規定の整備	付則第3条の6	公布の日
10 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例	改元による改正 昭和五十七年度から平成三十三年度まで ↓ 昭和五十七年度から令和三年度まで	付則第4条	公布の日
11 区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等	(1) 特例控除の対象を特例控除対象寄附金に限定 (2) 所要の規定の整備	付則第5条 付則第5条の2	公布の日
12 軽自動車税の税率の特例	グリーン化特例について、重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課規定を削除	付則第6条	公布の日
13 軽自動車税の賦課徴収の特例	所要の規定の整備	付則第6条の2	公布の日

14	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	改元による改正 昭和六十三年から平成三十二年まで ↓ 昭和六十三年から令和二年まで	付則第11条 第1項・第2項	公布の日
15	区民税の税率の特例等	改元による改正 平成二十六年度から平成三十五年度まで ↓ 平成二十六年度から令和五年度まで	付則第15条	公布の日
16	区民税に関する経過措置	付則第3条の5の2の規定は、令和元年度以後の区民税に適用	改正条例付則第2条第1項	公布の日
		第20条の2、付則第3条の6、付則第5条、付則第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分に適用	改正条例付則第2条第2項	公布の日
		令和2年分の区民税に限り、第20条の2、付則第5条の2の規定は、特例控除寄附金に令和元年6月1日以前に支出した特例控除寄附金以外の寄附を含むことを規定。	改正条例付則第2条第3項・第4項	公布の日
		改正条例第2条による区民税の申告書関係の規定は、令和2年度以後の区民税に適用	改正条例付則第3条	公布の日
		改正条例第3条による区民税の非課税の範囲の規定は、令和3年度以後の区民税に適用	改正条例付則第4条	令和3年1月1日
17	軽自動車税に関する経過措置	附則第6条及び第6条の2の規定は、令和元年度以後の軽自動車税に適用	改正条例付則第5条	公布の日

改正条例第2条関係(平成27年第50号 港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正項目		改正内容	区税条例	施行期日
1	たばこ税に関する経過措置	改元による改正 平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日まで ↓ 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日まで	平成27年第50号改正条例付則第5条第2項	公布の日
2	たばこ税に関する経過措置	改元による改正 平成三十一年十月一日前 ↓ 令和元年十月一日前	平成27年第50号改正条例付則第5条第13項	公布の日
3	たばこ税に関する経過措置	改元による改正 平成三十一年十月三十一日 平成三十二年三月三十一日 ↓ 令和元年十月三十一日 令和二年三月三十一日	平成27年第50号改正条例付則第5条第14項表	公布の日

改正条例第3条関係(平成29年第25号 港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

改正項目		改正内容	区税条例	施行期日
1	区民税に関する経過措置	改元による改正 平成三十一年度以後 → 令和元年度以後	平成29年第25号改正条例付則第2条	公布の日

改正条例第4条関係(平成30年第21号 港区特別区税条例等の一部を改正条例の一部改正)

改正項目	改正内容	区税条例	施行期日	
1	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例	環境性能割の賦課徴収の特例(燃費不正に係る規定)を新設	付則第5条の3	公布の日
2	軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例	令和元年10月1日から一年間、自家用車に限り、環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設	付則第5条の4	公布の日
3	軽自動車税の環境性能割の税率の特例	令和元年10月1日から一年間、自家用車に限り、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設	付則第5条の7	公布の日
4	軽自動車税の種別割の税率の特例	(1) 重課の規定の整備 (2) 令和2年度分及び令和3年度分の軽課の規定を新設	付則第6条	公布の日
5	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	種別割の賦課徴収の特例(燃費不正に係る規定)を新設	付則第6条の2	公布の日
6	施行期日	改元による改正 四 平成三十一年十月一日 → 令和元年十月一日 五 平成三十二年十月一日 → 令和二年十月一日 六 平成三十三年一月一日 → 令和三年一月一日 七 平成三十三年十月一日 → 令和三年十月一日 八 平成三十四年十月一日 → 令和四年十月一日	平成30年第21号改正条例付則第1条	公布の日
7	区民税に関する経過措置	改元による改正 平成三十一年度以後の年度分 → 令和元年度以後の年度分	平成30年第21号改正条例付則第2条第1項	公布の日
		改元による改正 平成三十三年度以後の年度分 平成三十二年分までの区民税 ↓ 令和三年度以後の年度分 令和二年度分までの区民税	平成30年第21号改正条例付則第2条第2項	公布の日
8	軽自動車税に関する経過措置	改元による改正 「平成三十一年新条例」 → 「令和元年新条例」	平成30年第21号改正条例付則第3条第1項	公布の日
		改元による改正 平成三十一年新条例 → 令和元年新条例 平成三十二年以後 → 令和二年度以後 平成三十一年度分まで → 令和元年度分まで	平成30年第21号改正条例付則第3条第2項	公布の日
		改元による改正 平成三十二年以後 → 令和二年度以後 平成三十一年度分まで → 令和元年度分まで	平成30年第21号改正条例付則第3条第3項	公布の日
9	手持品課税に係るたばこ税	改元による改正 平成三十二年十月一日前 → 令和二年十月一日前	平成30年第21号改正条例付則第7条第1項	公布の日
		改元による改正 平成三十二年十一月二日まで → 令和二年十一月二日まで	平成30年第21号改正条例付則第7条第2項	公布の日
		改元による改正 平成三十三年三月三十一日まで → 令和三年三月三十一日まで	平成30年第21号改正条例付則第7条第3項	公布の日
		改元による改正 「平成三十二年新条例」 → 「令和二年新条例」 平成三十二年新条例 → 令和二年新条例	平成30年第21号改正条例付則第7条第4項	公布の日
		改元による改正 平成三十二年新条例 → 令和二年新条例	平成30年第21号改正条例付則第7条第5項	公布の日
10	手持品課税に係るたばこ税	改元による改正 平成三十三年十月一日前 → 令和三年十月一日前	平成30年第21号改正条例付則第9条第1項	公布の日
		改元による改正 平成三十三年十一月一日まで → 令和三年十一月一日まで	平成30年第21号改正条例付則第9条第2項	公布の日
		改元による改正 平成三十四年三月三十一日まで → 令和四年三月三十一日まで	平成30年第21号改正条例付則第9条第3項	公布の日
		改元による改正 「平成三十三年新条例」 → 「令和三年新条例」 平成三十三年新条例 → 令和三年新条例	平成30年第21号改正条例付則第9条第4項	公布の日
		改元による改正 平成三十三年新条例 → 令和三年新条例	平成30年第21号改正条例付則第9条第5項	公布の日